

第 19 条 非常用消防自動車等及び非常用救急自動車

1 指針の概要

年	内容	位置づけ
昭和 36 年 (制定)	市街地に、稼働中の消防ポンプ自動車 8 台又は 8 台未満の端数について 1 台の割合で配置	稼働中の車両が故障したときに使用
昭和 50 年	市街地に、稼働中の消防ポンプ自動車おおむね 8 台ごとに 1 台の割合で配置	
	稼働中の救急自動車おおむね 6 台ごとに 1 台の割合で配置	
平成 12 年	地域の実情に応じて配置	自然災害時等において、災害対応のため参集した職員が運用する車両としての位置づけを追加

2 現状と課題

- 東日本大震災では多くの消防車両が被災し、非常用消防自動車を配置していた消防本部では、被災車両の代替として非常用消防自動車により活動を行っている。
- 大規模災害発生時に消防本部の総力をもって災害対応するためには、非番や週休日の職員を動員するほか、当該職員が使用する車両を整備しておくことが重要

3 対応策・考え方

- 平成 12 年以前は、消防ポンプ自動車は「稼働中の台数おおむね 8 台ごとに 1 台」、救急自動車は「稼働中の台数おおむね 6 台ごとに 1 台」と配置の目安が示されていたが、市町村の自主的な決定要素を尊重するという考え方に立って「地域の実情に応じて配置するもの」と見直した。
 しかしながら、2 の課題を踏まえると、一定の配置の目安を示すことが適当と考えられ、この場合でも市町村の自主的な決定要素を阻害するものではないものと考えられる。
- 各消防本部に非常用消防自動車の配置数を調査した結果、全国平均で消防ポンプ自動車は稼働中の台数 6 台に対し 1 台、救急自動車は稼働中の台数 5 台に 1 台の割合で配置されていた。
 このため、具体的な配置の目安は、当該配置割合とする考え方もあるが、消防本部ごとにバラツキがあることから、平成 12 年以前と同じく消防ポンプ自動車は「稼働中の台数おおむね 8 台ごとに 1 台」、救急自動車は「稼働中の台数おおむね 6 台ごとに 1 台」とすることが適当と考える。
 なお、その他の非常用消防自動車については、これまでと同様に地域の実情に応じて配置するものとする。

(参考：稼動中の消防ポンプ自動車に対する非常用消防ポンプ自動車の数)

管轄人口規模	本部数 (A)	稼動中の消防ポンプ自動車台数 (B)	非常用消防ポンプ自動車台数 (C)	1本部当たりの非常用消防ポンプ自動車台数(平均) (C)/(A)	非常用消防ポンプ自動車1台に対する稼動中の消防ポンプ自動車台数 (B)/(C)
~5万	256	954	79	0.3	12.1
5~10万	215	1,266	119	0.6	10.6
~10万	471	2,220	198	0.4	11.2
10万~20万	171	1,476	169	1.0	8.7
20万~30万	59	783	100	1.7	7.8
30万~	59	1,034	200	3.4	5.2
政令指定都市	20	980	258	12.9	3.8
東京消防庁	1	536	184	184	2.9
合計	781	7,029	1,109		
平均				1.4	6.3

※ 平成24年度消防施設整備計画実態調査の結果

(参考：稼動中の救急自動車に対する非常用救急自動車の数)

管轄人口規模	本部数 (A)	稼動中の救急自動車台数 (B)	非常用救急自動車台数 (C)	1本部当たりの非常用救急自動車台数(平均) (C)/(A)	非常用救急自動車1台に対する稼動中の救急自動車台数 (B)/(C)
~5万	256	811	201	0.8	4.0
5~10万	215	988	178	0.8	5.6
~10万	471	1,799	379	0.8	4.7
10万~20万	171	1,087	166	1.0	6.5
20万~30万	59	536	87	1.5	6.2
30万~	59	699	168	2.8	4.2
政令指定都市	20	571	141	7.0	4.0
東京消防庁	1	233	91	91	2.6
合計	781	4,925	1,032		
平均				1.3	4.8

※ 平成24年度消防施設整備計画実態調査の結果

4 条文のイメージ

現 行	改正案
<p>(非常用_____消防自動車等及び非常用救急自動車)</p> <p>第19条 救急自動車を除く消防ポンプ自動車等及び特殊車等(以下「消防用自動車等」という。)</p> <p>_____のほか、水火災等の発生時に交替制により勤務する職員のうち始業の時刻から終業の時刻の間にある者以外の者を動員して水火災等に対処する必要がある場合に当該職員が搭乗するための消防用自動車等及び稼働中の消防用自動車等(以下「非常用消防自動車等」という。)を地域の实情に応じて_____配置するものとする。</p>	<p>(非常用として配置する消防用_____自動車)</p> <p>第19条 第4条、第5条、第6条又は第7条の規定に基づき配置された消防ポンプ自動車(以下「稼働中の消防ポンプ自動車」という。)のほか、水火災等の発生時に_____始業の時刻から終業の時刻の間にある者以外の職員を動員して_____対処する必要がある場合_____又は稼働中の消防ポンプ自動車が故障した場合等(以下「非常時の場合等」という。)に使用するため、稼働中の消防ポンプ自動車おおむね8台ごとに1台を基準として、地域の实情に応じて消防ポンプ自動車(以下「非常用消防ポンプ自動車」という。)を配置するものとする。</p>
<p>2 第15条第1項の規定による_____救急自動車_____のほか、多数の傷病者が発生した場合又は稼働中の救急自動車が故障した場合等に_____おける救急自動車(以下「非常用救急自動車」という。)を配置するものとする。</p>	<p>2 第15条第1項の規定に基づき配置された救急自動車(以下この項において「稼働中の救急自動車」という。)のほか、多数の傷病者が発生した場合又は稼働中の救急自動車が故障した場合等に使用するため、稼働中の救急自動車おおむね6台ごとに1台を基準として、地域の实情に応じて救急自動車(以下「非常用救急自動車」という。)を配置するものとする。</p>
<p>3 第1項の規定に_____よる非常用消防自動車等及び前項の規定による非常用救急自動車は、消防本部又は署所が管理するものとする。</p>	<p>3 非常時の場合等に使用する消防用自動車等(非常用消防ポンプ自動車及び非常用救急自動車を除く。)を地域の实情に応じて配置するものとする。</p> <p>4 前3項の規定に基づき配置する消防自動車等_____は、消防本部又は署所が管理するものとする。</p>